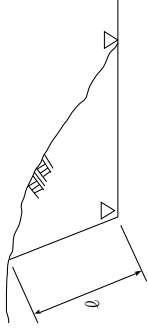
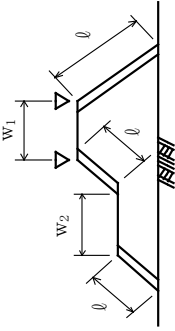

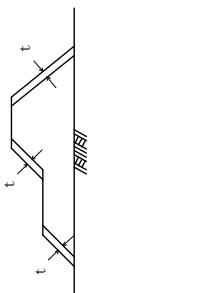
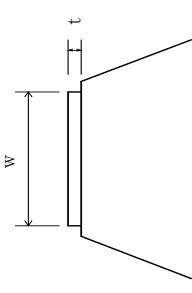
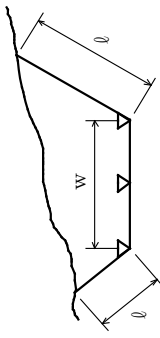


出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工		掘削工	基準高	▽	±50	法長-4%	測定基準	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編) 」 (平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p>		1-2-3-2
							法長	0	-200					
							法長	0	0 < 5 m					
1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工		盛土工	基準高	▽	-50	法長-2%	測定基準	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編) 」 (平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		1-2-3-3
							法長	0	-100					
							幅	w ₁ , w ₂	-100					
1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工		盛土補強工	基準高	▽	-50	設計値以上	測定基準	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		1-2-3-4
							厚さ	t	-50					
							控え	長さ						

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	共通編	2	土工	3	河川・海岸・砂防土工	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	
							幅					
1	共通編	2	土工	6	堤防天端工		t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200m につき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。		1-2-3-6	
							t ≥ 15cm	-50				
							幅 w	-100				
1	共通編	2	土工	4	道路土工	掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」 (平成24年3月29日付国官技第347号、国総公第85号) の規定による場合は、設計図書 of 測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
							法長 θ	θ < 5 m				-200
								θ ≥ 5 m				法長 - 4%
							幅	w				-100

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の特記事項。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
							法長 θ	-100			
							幅	法長-2%			
								-100			
1	共通編	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1	共通編	3	7	4		組立て	平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編13.2)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、路橋示方書(IIIコンクリート橋編 6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
							かぶりt	±φかつ 最小かぶり 以上			

単位：mm